

## 長野県看護大学学位規程に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長野県看護大学学位規程第22条の規定に基づき、長野県看護大学大学院における修士及び博士の学位論文に関し必要な事項を定める。

(修士論文研究計画書の提出)

第2条 修士論文研究計画書の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究計画書審査申請書(様式第1号) 1部
- (2) 研究計画書 3部

(修士論文の提出)

第3条 修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書(様式第2号) 1部
- (2) 修士論文 3部

2 修士論文の体裁は、様式第3号のとおりとする。

(博士論文研究計画書の提出)

第4条 博士論文研究計画書の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究計画書審査申請書(様式第4号) 5部
- (2) 研究計画書 5部
- (3) 研究計画要約 5部

(博士論文の提出)

第5条 博士論文の事前審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 論文事前審査申請書(様式第5号) 1部
- (2) 学位論文 5部
- (3) 論文要旨(様式第6号) 5部

2 博士論文の本審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 論文審査手続き開始願(様式第7号) 1部
- (2) 学位申請書(様式第8号) 1部
- (3) 学位論文 5部
- (4) 論文要旨(様式第6号) 5部

(5) 論文目録(様式第9号) 5部

(6) 副論文

3 博士論文の体裁は、様式第10号のとおりとする。

(論文指導と審査)

第6条 博士論文及び修士論文の指導と審査は、別表により行うものとする。

2 前項の審査に係る報告書の体裁は、様式第11号及び様式第12号とする。

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会で決める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成26年9月16日から施行する。

2 この内規の施行の際現に大学院に在学する者の博士論文及び修士論文の指導と審査については、改正後の長野県看護大学学位規程に関する内規によらず、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、令和元年12月3日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規の施行の際現に大学院に在学する者の博士論文及び修士論文の指導と審査については、この内規による改正後の長野県看護大学学位規程に関する内規の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、令和 7 年 1 月 21 日から施行する。